

基本計画

■ 人を育てる

Ⅰ 男女共同参画の正しい理解と意識啓発

男女共同参画社会の形成には、男女が互いにその人権を尊重し、責任も分かち合い、家庭・地域・職場などのあらゆる分野で、その個性と能力を十分に発揮できることが重要となります。

このような男女共同参画社会の実現に向けて、国では法律や制度の整備が進められてきました。

しかし、アンケート調査では、男女共同参画社会について「まったく知らない」人が約30%となっている反面、「よく知っている」と答えた人は10%にも満たないという結果になっています。

そこで、男女共同参画社会について理解を深め、慣習の中に残る性別による固定的な役割分担意識を見直すため、誰にでもわかりやすく、興味を持てる内容で、講座等を開催するなど、学習機会の充実を図ります。また、統計資料・関連情報を広く収集し、あらゆる媒体や機会を通じ、情報の提供に努めます。

また、情報の本質を理解し、適切に利用する能力(メディア・リテラシー^{※2})の向上を支援するため、学習機会の提供に努めます。

※2 **メディア・リテラシー**

メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし活用する能力、メディアを通じてコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。

基本となる施策

1. 男女共同参画の理解と啓発

(1) 男女共同参画に関する講座・セミナーの開催

- 男女共同参画について知らない方でも興味を持てるように内容を工夫し、より多くの人に講座やセミナーに参加してもらえよう、男女共同参画社会について理解と浸透を図ります。

(2) 町のイベントなどを利用した啓発活動

- 町内の様々なイベントを利用して、男女共同参画社会についての理解を図るための啓発活動を行います。

2. 男女共同参画に関する情報の発信

(1) 広報やホームページを利用した情報の発信

- 広報やホームページを活用し、男女共同参画に関する情報の発信を行います。

(2) 男女共同参画に関する資料の収集と活用

- 国や県、他市町村の動向の把握や、男女共同参画に関する資料やデータの収集に努め、施策等に活用していきます。

3. 男女を差別する慣習の理解と解消

(1) 性別による固定的な役割分担を見直すための啓発活動

- 制度や慣習の中に、無意識のうちに存在する、性別による差別や固定的な役割分担意識を見直すための意識啓発を図ります。

(2) 情報を主体的に読み解くための学習機会の提供

- メディアからの情報に性別による差別や偏りがないかを読み解く能力を育むため、学習する機会の提供に努めます。

4. 互いの人権を尊重しあう意識づくり

(1) 人権尊重意識の啓発

- 広報やホームページなどを利用して、人権意識の高揚を図ります。また、人権週間には、広報車を利用した啓発などを実施し、さらなる意識啓発活動を継続して行います。

(2) 人権を尊重する教育の推進

- 子どものころから人権についての教育を行い、人権を尊重する意識を育みます。

II 教育・学習等における男女共同参画の推進

一人ひとりが性別にとらわれず、主体的で多様な生き方を選択し、個性と能力を発揮できる社会を形成するためには、子どもの頃から、男女共同参画意識を育てていくことが重要です。

保育や学校教育の場においては、ジェンダー^{※3}にとらわれない教育が進められており、アンケート調査でも、学校では他の分野に比べ男女が平等になっていると思う人の割合が約50%と高く、この分野では男女共同参画が進んでいることがわかります。

そこで、学校や保育所などでは、引き続き授業や行事などを通じて、子どもたちから人権尊重、男女の平等、男女共同参画に対する意識を育み、一人ひとりの個性や能力を伸ばすように努めます。

教職員等の指導者は、研修などにより、男女共同参画に対する意識を高めます。家庭や地域では、男女がお互いの人格を尊重し、相手の立場を理解して助け合いながら生活していくことができるよう男女共同参画についての正しい知識を周知する学習機会や情報の提供に努めます。

また、ライフスタイルに応じ、一人ひとりの能力を十分に発揮できるよう、自己啓発やスキルアップなどの能力開発機会の充実を図ります。

※3 ジェンダー

生まれつきの肉体的な性差をセックスというのに対し、「男らしさ・女らしさ」のように、社会的・文化的につくられた性差のこと。

基本となる施策

1. 学校・保育所などで進める男女共同参画

(1) 保育所における男女共同参画の推進

- 子どもの発達段階に応じて、一人ひとりの個性を尊重しながら、性別にとらわれない、のびのび育つ保育を推進します。

(2) 学校における男女共同参画の推進

- 学校での授業や活動の場において、男女平等についての学習を進め、子どもたちから男女共同参画についての意識の醸成を進めます。また、教職員に対しても男女共同参画について理解を促進するための意識啓発を行います。

(3) 個を大切にしたい進路等の指導

- 進路指導や、職場体験による就業への意識づくりにおいて、一人ひとりの個性や能力を大切にしたい選択ができるような指導を進めます。

(4) 性の尊重に関する教育

- お互いの性を尊重し、望ましい行動が取れるよう、学校などにおいて性に関する教育を行います。

2. 家庭・地域で進める男女共同参画

(1) 生涯学習講座を活用した学習機会の提供

- 誰もが気軽に参加できるよう、性別や年齢に応じて内容や開催時間などを工夫し、学習機会の提供に努めます。

(2) 青少年健全育成推進事業

- 親子で参加する講座等の開催や地域体験学習などを継続して実施し、地域・家庭が一体となり、男女共同参画の視点に立ち、健全な子どもたちの育成に努めます。

3. 男女がともに能力を発揮できる環境づくり

(1) 資格取得や自己啓発講座に関する情報の提供

- 大学の公開講座など資格取得、スキルアップや自己啓発につながる講座についての情報を提供します。

(2) リーダーの育成

- あらゆる分野で活躍できるリーダーを育成するため、積極的に人材育成セミナーなどの機会の提供に努め、参加を促進します。

■ 環境をつくる

III 家庭、地域における男女共同参画

少子高齢化の進展や家族形態の多様化が進む中、家族を構成する男女がお互いに協力し合って、豊かな家庭生活を築きながら、共に社会に参画できるよう、啓発を行うことが必要です。

そこで、性別にかかわらず、家族が協力して家事・育児・介護などの家庭生活を実践していく必要性和責任の重要性を啓発し、知識や技術の学習機会の提供に努めます。特に育児教室、介護教室などは参加しやすい環境をつくり、男性の家庭生活への参画を促進します。

また、女性の労働力が求められている一方で、就労しながらの子育ては保護者への負担も大きくなっています。このため、就労しながら子育てをしていく家庭が孤立することのないよう、地域で支援していく必要があります。

そこで、男女がともに子育てに参画し、子育ての負担の軽減を図るため、多様なニーズに対応した子育て支援サービスの充実を図るとともに、子育て家庭の孤立化や不安の解消を図るための相談・支援体制を充実します。

基本となる施策

1. 家族みんなで担う家事・育児・介護

(1) 家事などへの男性の参加促進

- 男性も参加しやすい料理教室などを開催し、家庭生活への参画を促進します。

(2) 介護教室・認知症サポーター養成講座の開催

- 在宅での介護について理解を深めるため、介護教室や認知症サポーター養成講座を開催するとともに、現在介護に携わっていない方や男性の参加を積極的に呼びかけます。

(3) 男性の子育て参画支援

- 男性が子育てに積極的に関わることができるよう、子育て支援センターとも連携して、お父さん講座など子育て教室への参加の機会を提供し、意識啓発を図ります。

2. 地域で支援する子育て

(1) 子育てネットワークづくりの支援

- 子育てサークルなど子育てに関わる団体と連携・協力し、子育てネットワークづくりを進めます。また、子育てに関わる団体についての情報提供を行います。

(2) ファミリー・サポート・センター事業^{※4} の活用

- 子育て家庭の仕事と育児の両立を支援するために、ファミリー・サポート・センター事業の活用を進めます。

※4 ファミリー・サポート・センター事業

育児の援助を行いたい人と、育児の援助を受けたい人からなる会員組織で、保育所などへの迎えに急な残業などで行けなくなった場合や、急な用事などで子どもの面倒がみられない場合などに、会員同士で相互援助活動を行う事業。

(3) 放課後こども教室^{※5} の充実

- 放課後、子どもたちが地域の人やボランティアなどと交流できる居場所づくりを進め、子どもたちを地域で育てる環境づくりを推進します。

3. 安心して子育てできる環境づくり

(1) 子育て支援センター事業

- 子育て家庭の交流の場や、子どもの遊び場を提供します。

(2) 子育てについての相談体制の充実

- 子育てに対する不安や孤立を解消するため、育児相談や育児講座を開催し、子育て家庭を支援します。

(3) 乳幼児に対する健診事業の充実

- 乳幼児の健康づくりを支援するため、定期的に健康診査や歯科健診を実施します。また、食育などを含め、育児に関する情報提供も行います。

(4) 乳幼児等に対する医療費の助成

- 乳幼児等の健康を守り、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、医療費の自己負担分の一部を助成し、子育て家庭を支援します。

(5) 病児保育^{※6} の実施

- 病児保育を実施することで、子育て家庭を支援し、併せて乳幼児等の健康と福祉の向上を図ります。

※5 放課後こども教室

地域社会の中で、放課後や週末等に子どもたちが安全で安心して、健やかに育まれるよう、子どもたちの適切な遊びや生活の場を確保したり、小学校の余裕教室などを活用して、地域の方々の参画を得ながら、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などの取組みを実施するもの。

※6 病児保育

乳幼児等が、病氣中やその回復期にあって、安静にする必要があることなどから保育所等に預けることができず、かつ就業等により家庭での保育ができない場合に、一時的に医療機関等に併設した託児施設(病児保育室)で保育と看護を行うもの。

IV 就労や職場における男女共同参画

仕事と家庭が調和のとれた生活を送ることは、誰にとっても豊かで充実した生活を過ごすためにとても大切なことです。

「男女共同参画社会基本法」では「家庭生活における活動と他の活動の両立」を男女共同参画社会の形成における基本理念の一つとしており、男女の労働者が、職業生活を継続したまま、家庭生活との両立を図っていけるようにするための制度や環境を整備していくことが強く求められています。

仕事と家庭生活との調和(ワーク・ライフ・バランス^{※7})がとれることは、個人の意欲や生活満足度を高め、より良い能力発揮を可能にします。この実現が個人と家族にとってばかりでなく、職場にとっても有用なものであることを周知する必要があります。

そこで、男女がともに働き続けながら家庭生活に積極的に参加できるよう、育児・介護休業制度などの利用促進を図るとともに、多様なニーズに対応したサービスや相談体制の充実を図ります。

さらに、仕事と家庭生活との調和(ワーク・ライフ・バランス)がとれることは、個人のより良い能力発揮を可能にし、職場にとっても有用なものであるとの認識を促し、仕事と家庭生活の両立を担うことができるよう、啓発に取り組めます。

※7 ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」の意味で、働きながら私生活も充実させられるように職場や社会環境を整えることをさす。日本では人口減少社会の到来や少子化の進展を踏まえ、次世代の労働力を確保するため、仕事と育児の両立や多様な働き方の提供といった意味で使われることが多い。

基本となる施策

1. 仕事と家庭の両立を可能にする環境づくり

(1) ワーク・ライフ・バランスの普及と啓発

- 男女がともに仕事と家庭生活を両立することができるよう、ワーク・ライフ・バランスの普及啓発を図ります。

(2) 子育て支援サービスの充実

- 子育て家庭における仕事と育児の両立を支援するため、保育サービス（乳児保育、延長保育、一時預かり、病児保育）や留守家庭児童会など、サービスの充実を図ります。

2. 均等な就業機会づくりの支援

(1) 就業情報の収集と提供

- ハローワークなどと連携し、求人の情報を提供するとともに、労働に関する問題についての相談窓口の周知を図ります。

(2) 各種技術・技能取得機会に関する情報提供

- ハローワークや広島県などが実施する技術・技能を習得できる講座に関する情報を提供し、就業機会の拡大に努めます。

(3) 再チャレンジを支援するための情報提供

- 再就職・再雇用支援に関する情報提供及び起業に関する講座やセミナーについての情報提供を行います。また、結婚や出産等により退職された女性に対し、再チャレンジ・再就職等の相談窓口の情報提供を行います。

3. 働きやすい職場環境づくりの支援

(1) 職場における男女共同参画の推進

- 職場において、性別による差別をなくすよう、啓発に努めます。また、セミナーなどを開催し、男女共同参画についての意識の醸成を図ります。

(2) 休業制度の普及と取得しやすい環境の整備

- 男性職員の育児休業や介護休業の取得を促進するため、休業制度について周知を図り啓発を行います。

V 協働でつくる暮らしやすい地域

地域住民による自主的な地域活動は、私たちの社会生活の重要な一面であり、協働のまちづくりにおいても大切な役割を担っています。「自分たちのまちは、自分たちでつくる」という考え方に基づき、町民と行政が主体性を持ち、それぞれの役割と責任を認識しながら、知恵と力をあわせた協働のまちづくりを推進する必要があります。

町内において地域活動を行う団体は数多くあり、それぞれの活動は活発に行われているものの、活動への参加者が固定化しつつあるなどの問題を抱えています。また一方で、従来、こうした地域活動においても性別による固定的な役割分担や責任ある立場は男性が担うといった慣行がみられました。

地域活動を活性化していくためには、多様な意見を取り入れた運営をしていくことが望まれるため、性別にかかわらず協力し合い、運営の中で男女それぞれの視点を取り入れられるよう、住民の参画を促進することも重要です。

このことから、男女共同参画の視点を踏まえ、地域活動等を促進し、多くの住民が参加できる環境づくりに努めるとともに、コミュニティ活動やボランティア活動、NPO^{※8}の活動について、積極的な協働・支援に努めます。

※8 NPO

民間非営利組織、non profit organization の頭文字をとったもの。営利を目的とせず、社会的な活動を行う民間組織。平成10年(1998年)に制定された特定非営利活動促進法により、法人格(特定非営利活動法人)の取得が容易になった。

基本となる施策

1. 地域活動・社会活動の推進と参加しやすい環境づくり

(1) 地域自治の支援

- 住民福祉協議会、子ども会、老人クラブなどの地域活動に誰もが気軽に参加でき、年齢や性別を越え、地域における連帯感や自治意識が高まるよう啓発に努めます。また、地域自治を支援し、快適で住みよい地域づくりを進めます。

(2) 各地域コミュニティ間の情報共有の推進

- 活発な地域活動を継続していくため、地域コミュニティ間で情報の共有、交換できる機会を提供し、コミュニティ活動の支援を進めます。

(3) 地域活動や自主的学習を行うグループへの支援の拡充

- 地域活動を行うグループ等が活動しやすい環境づくりを支援するとともに、グループ同士が連携して幅広く活動できるように支援します。また、人材に関する情報を広く提供します。

2. ボランティア活動やNPO活動の支援

(1) 活動拠点整備の推進

- ボランティア活動やNPO活動などの活性化のため、住民が参加しやすい環境をつくるとともに、既存のコミュニティ施設の利用を促進するなど、活動する人たちの情報交換や交流の場づくりを進めます。

(2) ボランティア活動に関する情報提供及び学習機会の提供

- ボランティア活動やボランティア活動団体に関する情報提供を進めるとともに、学習する機会の提供に努めます。

■ 安心をつくる

VI 人権侵害の克服と暴力の根絶

近年、安心できるはずの家庭でのドメスティック・バイオレンス(DV)^{※9} や児童虐待、高齢者虐待などが大きな社会問題となっており、平成13年には配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)が施行されました。

「人権の尊重」は、男女共同参画社会の形成には欠かせない基本理念の一つであり、身体的、心理的、性的その他の暴力は、相手に恐怖と不安を与え、活動を束縛し、自信の喪失や無力感をもたらすこともあり、犯罪ともなる重大な人権侵害です。

これらの暴力の背景には、性別による固定的な役割分担意識や、経済力の格差など、男女の置かれている社会的な問題が考えられます。こうした問題は、社会の慣習の中に潜在化することが多く、被害者の早期発見と相談体制の整備が重要となります。

このため、DVやセクシャル・ハラスメント^{※10} 等をはじめとした暴力は、性別、年齢にかかわらず重大な人権侵害であるという認識を高め、これらの暴力を許さない社会づくりに向け、若い世代からの啓発に努めます。

また、暴力の被害者が、安心して相談できるよう窓口の周知を徹底するとともに、有効な支援のため、相談担当者の資質の向上を図ります。

※9 ドメスティック・バイオレンス(DV)

同居関係にある配偶者や内縁関係の間で起こる家庭内暴力のことである。近年ではDVの概念は同居の有無を問わず、元夫婦や恋人など近親者間に起こる暴力全般を指す場合もある。

※10 セクシャル・ハラスメント

職場、学校などで、「相手の意思に反して不快や不安な状態に追いこむ性的なことばや行為」を指す。異性にとって性的に不快な環境を作り出すような言動をすることや、相手が「不快」であると考えているのにも関わらず接触を要求すること、同性同士で同様の言動をすることも含まれる。

基本となる施策

1. 互いの人権を尊重しあう意識づくり

(1) 人権相談窓口の設置

- 人権相談の開設日、開設場所及びどんな相談が受けられるのかなど内容についての周知を図り、相談窓口の充実に努めます。また、相談担当者に学習機会の情報を提供するなど、資質向上に努めます。

2. 配偶者からの暴力(DV)等の根絶

(1) DV防止に関する広報・啓発

- 町民一人ひとりが、DVについての理解を深め、DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることを認識できるよう啓発を行い、DV根絶の気運を醸成します。

(2) 若年層に対する教育・啓発

- デートDV^{※11} など、思春期や青年期の若い男女間における暴力が問題になっているため、若年層に対して、男女の人権尊重についての啓発や人権教育を実施します。

(3) DV相談の窓口の設置

- DV被害者からの相談や、DV防止法に基づく通報を的確に受け止められるよう、役場内に窓口を設置するとともに、担当職員の資質向上を図るため積極的に研修等に参加します。また、町職員に対し、DVについての研修を実施します。

(4) セクシャル・ハラスメント等の防止に関する広報・啓発

- 職場、地域、あるいは教育の場などにおけるセクシャル・ハラスメント等の防止のため、啓発活動に努めるとともに、相談窓口の周知を図ります。

※11 デートDV

DVのうち、特に10代20代の若いカップルの間で起こるものが「デートDV」と呼ばれている。

3. 子どもに対する虐待の根絶

(1) 児童虐待防止に関する広報・啓発

- 児童虐待防止法の趣旨を広く町民に広報するとともに、子どもの虐待を発見した時は、速やかに役場又は広島県西部こども家庭センターへ通報するよう周知を図ります。

(2) 子どもの虐待への対応・協力体制の推進

- 児童虐待に関して、関係機関等の協力のもと総合的な児童虐待防止対策を実施するため、要保護児童対策地域協議会の活用を図ります。

4. 高齢者・障害者に対する虐待の根絶

(1) 高齢者虐待防止・養護者支援法の広報・啓発

- 高齢者虐待防止・養護者支援法の趣旨を広く町民に広報し、高齢者の虐待を発見した場合には、速やかに役場又は坂町地域包括支援センターへ通報するよう周知を図ります。

(2) 障害者虐待防止に関する広報・啓発

- 障害者虐待防止法(平成24年10月1日施行)の趣旨を広く町民に広報し、障害者の虐待を発見した場合には、速やかに役場等へ通報するよう周知を図ります。

(3) 高齢者・障害者虐待への対応体制及び協力体制の充実

- 高齢者・障害者虐待への対応体制及び町内の関係機関・団体等の協力体制の充実を図り、虐待の早期発見・見守りを推進します。

(4) 総合相談窓口・通報等受付窓口の周知

- 高齢者・障害者虐待に関する総合的な相談、通報等を受け付ける窓口の周知を図ります。

VII 福祉の充実による男女共同参画の推進

少子高齢化、国際化、高度情報化の進展等、社会の急速な変化に対応しながら、誰もが生き生きと暮らすことのできる社会を維持していくためには、男女共同参画社会の実現が不可欠です。

アンケート調査でも、家事をはじめ子育て、介護の多くを女性が担ってきた現状がある一方で、家庭における子育てや介護は夫婦や家族が協力して行うのが望ましいと思う人の割合が高く、意識の変化もみられます。

男女共同参画を推進するためには、町民一人ひとりの世代に応じた福祉の充実が必要であると考えられることから、高齢者や障害者をはじめとした、支援を必要とする人を男女が協力し合い、社会全体で支える体制づくりを推進します。

また、生涯を通じて自分らしい生活を送るためには、心とからだの健康増進を図ることが大切です。特に女性については、妊娠・出産をはじめとする、男性とは異なる健康上の課題があります。女性の妊娠・出産にかかる健康の確保はもとより、自分の体や健康について正確な知識や情報を持つとともに、男性も理解を深め、女性が生涯にわたって身体的・精神的・社会的に良好な状態で尊重される環境づくりが必要です。

このことから、すべての人が生涯を通じて健康で過ごし、主体的に健康づくりに取り組むことができるよう、健康に関する意識の啓発に努め、健康診査や健康相談などを充実します。また、性別、年齢にかかわらず、生きがいを持つことは、健康の保持・増進の上でも重要であるため、誰もが気軽に文化・芸術やスポーツに親しむことができる機会を提供し、住民の自主的な活動を支援します。

基本となる施策

1. 高齢者の生きがいつくり

(1) 高齢者の生きがいつくり

- 地域社会との交流など生きがいつくりや、社会参加を促すため、老人クラブの自主的な活動を支援します。

(2) 介護予防の充実

- 地域ボランティアを活用し、ふれあいサロンやウォーキングなどを通じて、高齢者の健康保持や介護予防に努めます。

(3) 高齢者が安心して暮らせる環境づくりと相談窓口の充実

- 住み慣れた地域で安心して暮らせるように、坂町地域包括支援センターを中心として、相談体制の強化を図るとともに、高齢者安心見守りネットワークの推進など安心して暮らせる環境づくりに努めます。

2. 障害者の生きがいつくりと自立支援

(1) 障害者の社会参加及び自立支援

- 就労のための技術習得に関する情報提供や事業所への障害者雇用についての啓発など障害者の就労支援と社会参加を促進します。

(2) 相談体制及び関係機関ネットワークの充実

- 障害者等関係団体、事業者との連携や地域の関係機関による障害者支援のネットワークづくりを進め、個々のニーズに合わせたサービスが安定して受けられるよう努めます。

3. 要援護家庭への支援

(1) 要援護家庭への支援

- 支援を必要とする人やその家族が安心して暮らせるよう体制を整えます。

(2) 相談体制の充実

- 生活上の悩みや問題を解決するための相談体制を充実します。また、相談員の研修を行うなどの資質向上を図ります。

4. 生涯を通じた心と体の健康づくりの支援

(1) 健康診査及び健康相談事業

- 特定健診や各種健康診査、がん検診など性別や年代に合わせた健診を実施し、生涯を通じて健康を保持できるよう、健診体制を充実します。

(2) 健康づくりに関する意識の啓発と指導

- 健康教育などによる健康づくりの啓発及び、健康相談や訪問指導など健康指導の充実を図るとともに、心と体の健康づくりなど「健康さか21」^{※12}の実践をさらに推進します。

(3) 妊娠・出産期の女性の健康支援

- 母性保護に関する正しい知識の普及を進めるとともに、女性が安心して子どもを産み育てられるように、妊婦や乳児の健診や相談体制を充実して受診を促進し、妊娠・出産期の女性に対する健康支援を行います。
- 高額となる不妊治療費の助成を行うなど、女性が子どもを産みやすい環境の確保に努めます。

5. 生涯学習、スポーツ活動の推進

(1) 生涯学習機会の充実

- 気軽に文化・芸術に接することができるよう、各種文化事業を開催します。また、住民の自主的な学習活動等を支援するために、自主グループの育成に努めます。

(2) ウォーキング・各種スポーツ活動の推進

- ウォーキングを通じて健康でたくましい「こころ」と「からだ」をつくり、悠々とした心豊かな生活を推進します。また、性別や年齢にかかわらず、誰もが気軽にスポーツに親しめるよう、各種スポーツ大会等を開催し、住民が自主的にスポーツ活動ができる環境づくりを進めます。

※12 「健康さか21」

坂町長期総合計画に示す将来像である「自然に恵まれた健康で文化的な住みよいまち」の実現を、健康づくりの観点から計画的に推進するため、平成20年3月に策定。坂町長期総合計画を上位計画とし、「健康日本21」、「健康ひろしま21」の地方計画として位置づけられる。

VIII 安心して暮らせる環境づくり

最近の男女共同参画をめぐる社会経済情勢を見ると、これまでに掲げた分野以外の施策においても男女共同参画の視点に立った新たな施策の促進が求められています。

とりわけ、防災や防犯の分野では女性の参画が少ない状況ですが、生活の中で起こりうる様々な問題に対応し、安全安心なまちづくりを進めていくためには、行政の取組みはもとより、すべての人や地域が一体となって実施することによって、より効果的なものとなります。

このため、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、防犯・防災など取組みを推進し、安全安心なまちづくりを目指します。

さらに、誰もが住み慣れた地域で、安全で快適な社会生活を送ることができるよう、社会全体で思いやりの気持ちを持ち、ハード面、ソフト面を含めたバリアフリー^{※13} 化やユニバーサルデザイン^{※14} の普及に努めます。

※13 バリアフリー

障害者が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去するという意味。建物内の段差の解消など物理的障壁の除去という意味と、障害者の社会参加を困難にしている社会的・制度的・心理的なすべての障壁の除去という意味がある。

※14 ユニバーサルデザイン

年齢、性別、能力、国籍など、人々の様々な特性や違いを超え、すべての人にとってできる限り利用可能であるような製品、建物、設計、環境に配慮した計画のこと。バリアフリーの考え方を一歩進め、すべての人にとっての暮らしやすい社会の実現を目指している。

基本となる施策

1. 安全安心なまちづくり

(1) 自主防災組織の活動支援

- お互いが助け合い、一人ひとりが災害時に適切に行動できる地域防災活動を推進するため、自主防災組織の活動を支援し、地域防災組織の育成と強化を図ります。

(2) 防犯パトロール隊の活動支援

- 住民一人ひとりの防犯に対する意識の高揚を図るとともに、自主的に地域の安全と安心のためにパトロールなどを行う地域防犯パトロール隊の活動支援を行います。また、地域・行政・警察とが連携し地域ぐるみでの活動を推進します。

2. 利用しやすい施設等の環境づくり

(1) 公共施設等のバリアフリー化の推進

- 公共施設のバリアフリー化を推進し、誰もが利用しやすい施設づくりを進めます。また、町内における建物のバリアフリー化の啓発に努め、人にやさしいまちづくりを進めます。

(2) ユニバーサルデザインの普及啓発

- 年齢、性別、国籍、身体的状況などに関係なく「すべての人に使いやすい、わかりやすい」ユニバーサルデザインの普及と啓発に努めます。